

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

平成30年11月30日

【発行者の名称】

株式会社パパネッツ
(PAPANETS CO., Ltd)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 伊藤 裕昭

【本店の所在の場所】

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目5番17号9階

【電話番号】

(048)960-5088 (代表)

【事務連絡者氏名】

常務取締役 宮崎 恵子

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役 下山 均

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

株式会社パパネッツ

<http://www.papanets.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金

融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期（中間）	第24期（中間）	第22期	第23期
会計期間	自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日	自 平成30年3月1日 至 平成30年8月31日	自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日	自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日
売上高 (千円)	1,132,966	1,266,209	2,057,137	2,296,168
経常利益 (千円)	38,612	25,456	94,381	56,297
中間（当期）純利益 (千円)	24,976	16,122	66,198	38,664
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	575	172,500	575	172,500
純資産額 (千円)	266,535	292,058	245,583	280,223
総資産額 (千円)	898,037	904,156	610,929	854,821
1株当たり純資産額 (円)	1,545.13	1,692.95	1,423.67	1,624.48
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	144.79	93.47	383.76	224.14
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益 (円)	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	7,000.00	25.00
自己資本比率 (%)	29.7	32.3	40.2	32.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,868	75,929	45,581	△15,411
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△264,706	△5,624	△48,231	△290,836
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	326,139	△29,124	△10,012	316,303
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高 (千円)	167,757	154,691	103,456	113,511
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	57 (—)	69 (—)	59 (—)	63 (—)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 第23期中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益、第22期及び第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

また、第24期中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高はありますが、

当社株式は売買実績がなく期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
6. 第22期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）の財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき至誠清新監査法人の監査を、第23期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）の財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき至誠清新監査法人の監査を、第23期中間会計期間（平成29年3月1日から平成29年8月31日まで）及び第24期中間会計期間（平成30年3月1日から平成30年8月31日まで）の中間財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき至誠清新監査法人の中間監査を、それぞれ受けております。
7. 平成29年9月8日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行いました。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

（1）提出会社の状況

平成30年8月31日現在

従業員数(名)	69 (－)
---------	--------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社は、御用聴き事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（2）労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、輸入・輸出ともに増加基調を維持しております。設備投資も好調な企業収益を背景に引き続き好調となったものの、生産年齢人口の減少に伴う人手不足などを踏まえると、今後も先行きが不透明な状況が継続すると思われま

す。このような環境の中で、新規の顧客の開拓、既存顧客から追加の受注獲得の営業活動に加え、名古屋営業所の開設等により、営業エリアと事業の拡大を図りました。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は1,266,209千円（前年同期比11.8%増）となり、営業利益は26,020千円（前年同期比44.0%減）、経常利益は25,456千円（前年同期比34.1%減）、中間純利益は16,122千円（前年同期比35.4%減）となりました。

なお、当社は御用聴き事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は154,691千円で前事業年度末に比べ41,179千円増加となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は75,929千円（前年同期は2,868千円の収入）となりました。これは主に税引前中間純利益25,456千円、減価償却費17,704千円、売上債権の増加額16,216千円、未払費用の増加額15,278千円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は5,624千円（前年同期は264,706千円の支出）となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出3,301千円、有形固定資産の取得による支出1,266千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は29,124千円（前年同期は326,139千円の収入）となりました。これは主に短期借入金の純減少額20,000千円、長期借入金の返済による支出4,836千円等によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

各事業共に概ね受注から役務提供の開始までの期間が短いため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。

(単位：千円)

サービスの名称	当中間会計期間 (自 平成30年3月1日 至 平成30年8月31日)	前年同期比 (%)
管理会社サポート事業	857,180	+19.2
インテリア・トータルサポート事業	399,874	△0.0
その他	9,154	△33.0
合計	1,266,209	+11.8

(注) 1. 前中間会計期間及び当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間会計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)		当中間会計期間 (自 平成30年3月1日 至 平成30年8月31日)	
	販売高(千円)	割合 (%)	販売高(千円)	割合 (%)
エリアリンク株式会社	139,783	12.3	182,676	14.4
株式会社マックスファ シリテューズ	138,950	12.3	177,276	14.0

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

前事業年度の発行者情報公表後、本発行者情報公表日までに重要な変更事項はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は平成 30 年 5 月 31 日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。

当社では、平成 28 年 12 月 10 日の取締役会において、フィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することを決議し、平成 29 年 1 月 31 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間に、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記

載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合。

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合((3) bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社の実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下このbにおいて同じ。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める

場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は499,706千円で、前事業年度末に比べ59,088千円増加しております。現金及び預金の増加41,179千円、売掛金の増加16,216千円、繰延税金資産の増加4,672千円、前払費用の減少2,231千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は404,450千円で、前事業年度末に比べ9,753千円減少しております。特許権の減少5,108千円、ソフトウェアの減少5,088千円、建物の減少1,794千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は450,586千円で、前事業年度末に比べ34,439千円増加しております。未払法人税等の増加16,062千円、未払費用の増加15,674千円、未払消費税等の増加13,389千円、短期借入金の減少20,000千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は161,512千円で、前事業年度末に比べ3,061千円増加しております。長期借入金の減少4,030千円、役員退職慰労引当金の増加8,894千円がその主な変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は292,058千円で、前事業年度末に比べ11,834千円増加しております。当中間会計期間の中間純利益による増加16,122千円、配当金の支払による減少4,312千円がその主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (平成30年8月31日)	公表日現在発行数(株) (平成30年11月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	690,000	517,500	172,500	172,500	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	690,000	517,500	172,500	172,500	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成 30 年 3 月 7 日 取締役会決議		
	中間会計期間末現在 (平成 30 年 8 月 31 日)	提出日の前月末現在 (平成 30 年 10 月 31 日)
新株予約権の数 (個)	958 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	23,950 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	2,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成 33 年 6 月 1 日～ 平成 40 年 3 月 22 日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、25 株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. ① 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する平成 33 年 2 月期から平成 37 年 2 月期のいずれかの事業年度における、有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）において、経常利益が下記 (a) または (b) に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として行使することができる。

(a) 経常利益が 200 百万円を超過した場合 行使可能割合：50%

(b) 経常利益が 300 百万円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1 に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記の行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年3月1日～ 平成30年8月31日	—	172,500	—	50,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

平成30年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社花明	埼玉県北葛飾郡松伏町大字上赤岩1530 番地-1	119,900	69.51
中本 久富	埼玉県北葛飾郡松伏町	52,500	30.43
松本寝具株式会社	東京都江東区南砂5丁目15-11	100	0.06
計	—	172,500	100.00

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 172,500	1,725	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	172,500	—	—
総株主の議決権	—	1,725	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストック・オプション制度の内容】

「第一部【企業情報】第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」をご参照ください。

(9) 【従業員株式所有制度】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成30年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 平成29年10月以降において、売買実績がないため記載しておりません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表後、本発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(平成30年3月1日から平成30年8月31日まで)の中間財務諸表について、至誠清新監査法人により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年 2月28日)	当中間会計期間 (平成30年 8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	113,511	154,691
売掛金	305,445	321,662
商品	1,991	2,664
貯蔵品	2,911	2,256
前払費用	14,387	12,155
繰延税金資産	1,028	5,700
その他	2,092	1,365
貸倒引当金	△750	△790
流動資産合計	440,618	499,706
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 64,940	※2 63,145
車両運搬具（純額）	5,205	4,239
工具、器具及び備品（純額）	4,881	5,119
土地	※2 166,237	※2 166,237
有形固定資産合計	※1 241,265	※1 238,742
無形固定資産		
特許権	74,332	69,223
電話加入権	451	451
ソフトウェア	62,112	57,023
無形固定資産合計	136,895	126,698
投資その他の資産		
長期前払費用	4,227	3,297
繰延税金資産	8,624	11,727
敷金及び保証金	23,160	23,955
破産更生債権等	—	66
その他	30	30
貸倒引当金	—	△66
投資その他の資産合計	36,042	39,009
固定資産合計	414,203	404,450
資産合計	854,821	904,156

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年2月28日)	当中間会計期間 (平成30年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,265	7,452
短期借入金	※3 210,000	※3 190,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 9,672	※2 8,866
未払費用	180,482	196,156
未払法人税等	1,046	17,108
未払消費税等	748	14,137
前受金	1,085	739
預り金	4,259	4,856
賞与引当金	4,588	11,264
その他	—	3
流動負債合計	416,147	450,586
固定負債		
長期借入金	※2 125,656	※2 121,626
役員退職慰労引当金	25,152	34,046
その他	7,642	5,840
固定負債合計	158,450	161,512
負債合計	574,598	612,098
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	114,450	114,450
資本剰余金合計	114,450	114,450
利益剰余金		
利益準備金	402	833
その他利益剰余金		
別途積立金	2,000	2,000
繰越利益剰余金	113,370	124,749
利益剰余金合計	115,773	127,583
株主資本合計	280,223	292,034
新株予約権	—	23
純資産合計	280,223	292,058
負債純資産合計	854,821	904,156

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成29年 3月 1日 至 平成29年 8月 31日)	当中間会計期間 (自 平成30年 3月 1日 至 平成30年 8月 31日)
売上高	1,132,966	1,266,209
売上原価	850,261	949,736
売上総利益	282,704	316,473
販売費及び一般管理費	236,228	290,453
営業利益	46,475	26,020
営業外収益		
受取利息	150	107
受取手数料	363	—
その他	1,105	436
営業外収益合計	1,618	544
営業外費用		
支払利息	745	863
支払報酬料	8,492	—
その他	243	243
営業外費用合計	9,481	1,107
経常利益	38,612	25,456
税引前中間純利益	38,612	25,456
法人税、住民税及び事業税	15,480	17,109
法人税等調整額	△1,843	△7,775
法人税等合計	13,636	9,333
中間純利益	24,976	16,122

【中間売上原価明細書】

区分	前中間会計期間 (自 平成 29 年 3 月 1 日 至 平成 29 年 8 月 31 日)		当中間会計期間 (自 平成 30 年 3 月 1 日 至 平成 30 年 8 月 31 日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 商品売上原価				
1 商品期首たな卸高	6,083		1,991	
2 当期商品仕入高	41,589		44,122	
合計	47,673		46,114	
3 商品期末たな卸高	6,111	41,561	2,664	43,450
II サービス売上原価				
1 労務費	12,240		6,502	
2 外注費	640,804		718,558	
3 経費	155,655		181,224	
当期総サービス費用	808,700	808,700	906,286	906,286
売上原価		850,261		949,736
				95.4
				100.0

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	50,000	114,450	114,450
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			
株主資本以外の項目の 当中間期変動額合計（純額）			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	50,000	114,450	114,450

	株主資本					新株 予約権	純資産 合計
	利益剰余金				株主資本 合計		
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計			
		別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	—	2,000	79,133	81,133	245,583	—	245,583
当中間期変動額							
剰余金の配当	402		△4,427	△4,025	△4,025		△4,025
中間純利益			24,976	24,976	24,976		24,976
株主資本以外の項目の 当中間期変動額合計（純額）						—	—
当中間期変動額合計	402	—	20,548	20,951	20,951	—	20,951
当中間期末残高	402	2,000	99,681	102,084	266,535	—	266,535

当中間会計期間（自 平成30年3月1日 至 平成30年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	50,000	114,450	114,450
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			
株主資本以外の項目の 当中間期変動額合計(純額)			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	50,000	114,450	114,450

	株主資本					新株 予約権	純資産 合計
	利益剰余金				株主資本 合計		
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計			
		別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	402	2,000	113,370	115,773	280,223	—	280,223
当中間期変動額							
剰余金の配当	431		△4,743	△4,312	△4,312		△4,312
中間純利益			16,122	16,122	16,122		16,122
株主資本以外の項目の 当中間期変動額合計(純額)						23	23
当中間期変動額合計	431	—	11,379	11,810	11,810	23	11,834
当中間期末残高	833	2,000	124,749	127,583	292,034	23	292,058

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間	当中間会計期間
	(自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)	(自 平成30年3月1日 至 平成30年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	38,612	25,456
減価償却費	10,195	17,704
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△188	106
賞与引当金の増減額 (△は減少)	3,174	6,676
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,330	—
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	6,745	8,894
受取利息	△150	△107
支払利息	745	863
売上債権の増減額 (△は増加)	17,910	△16,216
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△50	△17
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,182	3,324
未払費用の増減額 (△は減少)	△58,060	15,278
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△12,313	13,389
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△2,113	—
その他	23,930	1,395
小計	30,951	76,746
利息の受取額	168	107
利息の支払額	△885	△837
法人税等の支払額	△27,365	△87
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,868	75,929
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△144,894	△1,266
無形固定資産の取得による支出	△109,469	△3,301
敷金及び保証金の差入による支出	△4,997	△900
敷金及び保証金の返還による収入	14	—
その他	△5,359	△156
投資活動によるキャッシュ・フロー	△264,706	△5,624
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	190,000	△20,000
長期借入れによる収入	145,000	—
長期借入金の返済による支出	△4,836	△4,836
配当金の支払額	△4,025	△4,312
新株予約権の発行による収入	—	23
財務活動によるキャッシュ・フロー	326,139	△29,124
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	64,301	41,179
現金及び現金同等物の期首残高	103,456	113,511
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 167,757	※ 154,691

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

(中間貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～31年

車両運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 5年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

特許権 8年

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成30年2月28日)	当中間会計期間 (平成30年8月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	25,161千円	29,367千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年2月28日)	当中間会計期間 (平成30年8月31日)
建物(純額)	44,849千円	43,318千円
土地	99,972千円	99,972千円
計	144,822千円	143,290千円

	前事業年度 (平成30年2月28日)	当中間会計期間 (平成30年8月31日)
1年内返済予定の長期借入金	9,672千円	8,866千円
長期借入金	125,656千円	121,626千円
計	135,328千円	130,492千円

※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。
これら契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年2月28日)	当中間会計期間 (平成30年8月31日)
当座貸越極度額	600,000千円	600,000千円
借入実行残高	210,000千円	190,000千円
差引額	390,000千円	410,000千円

(中間損益計算書関係)

減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自平成29年3月1日 至平成30年8月31日)	当中間会計期間 (自平成30年3月1日 至平成30年8月31日)
有形固定資産	3,748千円	4,205千円
無形固定資産	6,446千円	13,498千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成29年3月1日至平成29年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	575	171,925	-	172,500

(変動事由の概要)

株式分割による増加 171,925株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年4月23日 定時株主総会	普通株式	4,025	7,000	平成29年2月28日	平成29年4月24日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成30年3月1日 至 平成30年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	172,500	—	—	172,500

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
		当事業年度 期首	増加	減少	当中間会計 期間末	
第2回 新株予約権 (注) 1、2、3	普通株式	—	23,950	—	23,950	23
合計		—	23,950	—	23,950	23

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 目的となる株式の数の変動事由の概要

第2回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 第2回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年5月23日 定時株主総会	普通株式	4,312	25	平成30年2月28日	平成30年5月24日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)	当中間会計期間 (自 平成30年3月1日 至 平成30年8月31日)
現金及び預金	167,757千円	154,691千円
現金及び現金同等物	167,757千円	154,691千円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)を参照ください）。

前事業年度（平成30年2月28日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	113,511	113,511	—
(2) 売掛金	305,445	305,445	0
資産計	418,956	418,956	0
(1) 買掛金	4,265	4,265	—
(2) 短期借入金	210,000	210,000	—
(3) 未払費用	180,482	180,482	—
(4) 未払法人税等	1,046	1,046	—
(5) 未払消費税等	748	748	—
(6) 長期借入金(※)	135,328	136,086	758
負債計	531,869	532,627	758

当中間会計期間（平成30年8月31日）

	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	154,691	154,691	—
(2) 売掛金	321,662	321,662	0
資産計	476,353	476,353	0
(1) 買掛金	7,452	7,452	—
(2) 短期借入金	190,000	190,000	—
(3) 未払費用	196,156	196,156	—
(4) 未払法人税等	17,108	17,108	—
(5) 未払消費税等	14,137	14,137	—
(6) 長期借入金 (※)	130,492	130,513	21
負債計	555,347	555,369	21

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

割賦売掛金を除き、これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

割賦売掛金については、決済が長期間に亘る債権であるため、元利金の合計額を新規に同様の契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、並びに(5) 未払消費税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成30年2月28日)	当中間会計期間 (平成30年8月31日)
敷金及び保証金	23,160	23,955

これらについては、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(賃貸等不動産関係)

当社では、埼玉県においてオフィスビル（土地を含む）、埼玉県と千葉県において倉庫を有しております。オフィスビルの一部については、自社のオフィスとして使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、期中増減額並びに時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		前事業年度 (平成30年2月28日)	当中間会計期間 (平成30年8月31日)	
賃貸等不動産	中間貸借対照表計上額 (貸借対照表計上額)	期首残高	84,496	83,708
		期中増減額	△787	△398
		中間期末 (期末)残高	83,708	83,310
	中間期末(期末)時価	72,330	72,330	
賃貸等不動産として 使用される 部分を含む不動産	中間貸借対照表計上額 (貸借対照表計上額)	期首残高	—	144,822
		期中増減額	144,822	△1,531
		中間期末 (期末)残高	144,822	143,290
	中間期末(期末)時価	222,474	222,474	

- (注) 1. 中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の前事業年度の主な増加は、オフィスビルの取得（147,838千円）であります。
3. 中間期末（期末）の時価は、主として直近の「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、御用聴き事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

I. 前中間会計期間（自 平成 29 年 3 月 1 日 至 平成 29 年 8 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	管理会社サポート 事業	インテリア・トータルサポート事業	その他	合計
外部顧客への 売上高	719,299	399,996	13,670	1,132,966

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
エリアリンク株式会社	139,783
株式会社マックスファシリティーズ	138,950

Ⅱ. 当中間会計期間（自 平成 30 年 3 月 1 日 至 平成 30 年 8 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	管理会社サポート 事業	インテリア・トータルサポート事業	その他	合計
外部顧客への 売上高	857,180	399,874	9,154	1,266,209

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
エリアリンク株式会社	182,676
株式会社マックスファシリティーズ	177,276

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額並びに 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成 30 年 2 月 28 日)	当中間会計期間 (平成 30 年 8 月 31 日)
(1) 1 株当たり純資産額	1,624 円 48 銭	1,692 円 95 銭

	前中間会計期間 (自 平成29年 3 月 1 日 至 平成29年 8 月31日)	当中間会計期間 (自 平成30年 3 月 1 日 至 平成30年 8 月31日)
(2) 1 株当たり中間純利益	144 円 79 銭	93 円 47 銭
(算定上の基礎)		
中間純利益 (千円)	24,976	16,122
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	24,976	16,122
普通株式の期中平均株式数 (株)	172,500	172,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	新株予約権 1 種類 (新株予約権の数普通株式 23,950 株)。 なお、新株予約権の概要は「第一部【企業情報】第 5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載の通りであります。

- (注) 1. 平成 29 年 9 月 8 日付で普通株式 1 株につき 300 株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり中間純利益を算定しております。
2. 前中間会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- また、当中間会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は売買実績がなく期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成 30 年 11 月 27 日

株式会社 パパネッツ
取締役会 御中

至 誠 清 新 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 森 脇 淳 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 梅 澤 慶 介 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パパネッツの平成 30 年 3 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日までの第 24 期事業年度の中間会計期間（平成 30 年 3 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パパネッツの平成 30 年 8 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成 30 年 3 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。